

令和 5 年 古殿町農業委員会 6 月定例委員会

1 開催日時 令和 5 年 6 月 12 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (6 人) (9 人)

会長 農業委員 8 番 水野 和徳
委員

農業委員 2 番 水野 晴夫

農業委員 3 番 矢吹 正勝

農業委員 5 番 吉田 育市

農業委員 6 番 塩田 武雄

農業委員 7 番 水野 一男

推進委員 1 番 石井 利行

推進委員 2 番 小針 孝行

推進委員 3 番 瀬谷 國彦

推進委員 4 番 岡部 雄一

推進委員 5 番 小平 美香

推進委員 6 番 荒川 貢司

推進委員 7 番 本郷 茂雄

推進委員 8 番 鈴木 良一

推進委員 10 番 水野 幸栄

4 欠席委員 (3 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 12 号 旧農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の決定について

第 4 議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づく農用地
利用集積等促進計画 (案) の諮問に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 6 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長) 『 会長あいさつ 』

○議長(会長) 出席委員は8名中 6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、農業委員1番 根本明委員、農業委員4番 野崎達哉委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員5番 吉田育市委員、及び
農業委員7番 水野一男委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長) 日程第 2 議案第 11号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 11号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。推進委員7番 本郷茂雄委員

○ 7 番委員

今日の1時半から塩田武雄委員と譲渡人の[]さん、それから譲受人の[]さんの父親であります[]さんと私の4人で現地を確認しました。譲渡人の[]さんは、病み上がりのため自分で農作業が難しい状態の為、近隣の[]に譲渡したいとのことでした。[]につきましては、自分の土地の脇ということで、買い取りまして経営規模を拡大したいという内容であります。当該地については、現在作物の作付はありませんが、草刈りなど十分な手入れはされてまして、周辺の農地へ支障を及ぼすことはないようであります。審議よろしくをお願いします。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての1番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 3 議案第 12 号
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農用地利用集積計画については、 1 件でございます

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、問題ないと考えます。

○議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○ 議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 12 号

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(会長)

日程第 4 議案第 13 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

古殿町長より農用地利用集積等促進計画の意見を求められています。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用促進計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

なお、この内容について長田主査から補足説明します。

○ 事務局長田

はい。かわりまして私の方から1点説明させていただきます。今回の件につきましては、2月に皆様に許可いただいた[]の再転貸の新しく貸し出すところの案件になりますが、農地中間管理機構の方で、議決を受けてからの処理をするにあたって、少し時間がかかってしまい、4月以降の手續きとなってしまったのですが、4月に農地中間管理事業と基盤強化促進法が改正になっておりまして、その改正を受けてもう一度議案にかけてほしいと申し伝えがあり、再度議案にかけたところでございます。どのようなところが改正されたかについてですが、今までは、再転貸、もう一度貸付けというのは「配分計画」というものを行っていたんですが、「促進計画」という名前にかわります。この「促進計画」というのは、今後皆様にご協力いただき作成する「地域計画」の「目標地図」の素案にそって、集積を進めていきますという計画になっており、4月以降は、この促進計画に基づいて貸し借りを行ってくことになるため、今回改めて、議案に載せ、名前も「促進計画(案)」ということになっております。説明は以上です。

○ 議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○ 議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 13 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等
促進計画(案)の諮問に対する意見決定については原案のとおり答申すること
に決定いたしました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
6 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会

長

水野和徳

会議録署名人

吉田尚市

会議録署名人

水野一男